

## 特例措置の運用について（請負工事）

### 1 特例措置の運用手順

#### (1) 対象工事の受注者に通知（様式1）

対象工事の受注者に、特例措置の対象工事であることを発注者から様式1により通知（書面による。）する。

#### (2) 特例措置についての通知の受領（様式1）

通知を受けた受注者は、記名押印のうえ、速やかに受領書を発注者に提出（書面による。）する。

#### (3) 請負代金額の変更協議（様式2）

ア 受注者は、特例措置に基づく協議を請求する場合は、発注者に協議書を提出する。

イ 提出期限は、契約締結日の翌日から起算して14日以内とし、同日までに発注者に必着とする。

#### (4) 協議結果の通知（様式3）

発注者は、協議書の受理日の翌日から起算して14日以内に、その結果を受注者に通知する。

#### (5) 請負代金額の変更

協議が成立した場合は、本特例措置に基づく請負代金額の変更を行う。

なお、変更額の協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。